

努められたい。

(2) 実地疫学専門家養成コースについて

厚生労働省では、国立感染症研究所に国際的な実地疫学専門家 (Field Epidemiologist) の養成コースに準拠した実地疫学専門家養成コース (Field Epidemiology Training Program Japan (FETP-J)) を設置し、実地疫学専門家の養成に取り組んでいるところである。

既に、国立感染症研究所から第 11 期研修員募集要項 (研修期間：平成 21 年 4 月～ 23 年 3 月) を送付しているので、健康危機管理に対応できる人材養成の手段として活用されたい。

6. 動物由来感染症対策の推進について

狂犬病予防法に基づく犬の登録、予防注射については、「狂犬病予防法に基づく犬の登録、予防接種等の推進について」(平成 19 年 3 月 2 日付け健発第 0302001 号厚生労働省健康局長通知) により推進するようお願いしているところであるが、引き続き厳正な対応をお願いする。

また、関係機関等と連携して発生時対応マニュアルの作成、訓練の実施等の危機管理体制の整備、犬の所有者等に対する幅広い啓発など、狂犬病対策のより一層の推進に努められたい。

本年度は、野兔病、ブルセラ症等のほか、オオハクチョウから鳥インフルエンザ (H5N1) が検出される事例があったが、動物由来感染症対策においては、医療対応や積極的疫学調査等において関係部局間の連携や関係団体等の協力が不可欠であることから、動物由来感染症予防体制整備事業の活用等を通じて連携体制の整備・強化や啓発活動の推進等、動物由来感染症対策のより一層の推進を図られたい。

7. その他感染症対策の充実について

(1) 特定病原体等の適正管理について

ア 本制度の周知徹底

病原体等の取扱いについては、平成 19 年 6 月 1 日から、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 (平成 10 年法律第 114 号) に基づき、特定病原体等の所持、輸入禁止、許可、届出、基準の遵守等の規制を講ずることにより、病原体等の適正管理を確立し、感染症の発生の予防及びそのまん延の防止に資することとしたところである。

本制度については、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律等の施行について」(平成 19 年 6 月 1 日付け健発第 0601001 号厚生労働省健康局長通知) 及び「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律等の施行に伴う留意事項について」(平成 19 年 6 月 1 日付け健感発第 0601002 号厚生労働省健康局結核感染症課長通知) 等により周知を図ってきたところであるが、引き続き関係機関等への周知徹底をお願いするとともに地方衛生研究所等における必要な施設整備を図られたい。

なお、四種病原体等の所持に関しては、届出等の手続きは不要であるが、事故等

による人為的な感染症の発生による健康被害を防止する観点から、病原体等の取り扱い等について感染症法に定める基準が適用されることから、当該基準の遵守についても併せて関係機関等へ周知されたい。

イ 病原体サーベイランス事業の推進について

今回の感染症法の改正により、運搬に使用する容器を含む運搬の基準が設けられたほか、二種及び三種病原体等の運搬に当たっては公安委員会への届出等の手続が必要となったが、公安委員会への届出手続や、運搬経費の面から病原体等の運搬を見合わせる事例も見られ、病原体サーベイランス等の感染症対策に支障を来すおそれが懸念されている。こうした状況を踏まえ、医療機関や検査機関等の関係機関に対し病原体サーベイランスの協力を要請するとともに、都道府県等に対しても、「病原体サーベイランスにおける協力依頼について」（平成20年10月10日付け健感発第1010001号厚生労働省健康局結核感染症課長通知）により関係機関と連携した円滑な病原体サーベイランスの実施について特段のご配慮をいただくよう周知をお願いしたところであるが、病原体サーベイランス事業の推進に引き続きよろしく願います。

(2) 性感染症対策について

性感染症を取り巻く状況として、若年層における発生の増加が報告されていること等が挙げられており、性感染症の予防に必要な措置の最も重要な対策として、予防を支援する環境づくりが重要である。

特定感染症予防指針においても、若年層における増加が報告されていることを踏まえた対策を進めることが重要であるとしており、各自治体においては、教育委員会等関係機関と連携し、性感染症の感染・まん延防止に努めていただくよう引き続き願います。

国の補助事業として「特定感染症検査等事業」においては、保健所が行う性感染症検査及び検査前・後の相談事業、「感染症対策特別促進事業費」においては、性感染症に関する普及啓発事業に対し国庫補助を行っているので、活用されたい。

(3) 今冬のインフルエンザについて

今シーズンのインフルエンザについては、平成20年第49週（平成20年12月1日～12月7日）の定点あたり報告数が、流行入りの目安となる1.0件を超えたため、その旨の公表を行ったところである。これは、流行入りが第47週であった昨シーズンを除けば、過去10年間の流行入りの時期が概ね12月上旬から翌年1月下旬の間となっていることと比較して、例年よりも1ヶ月半早い状況となっているところである。

なお、直近の発生状況は、

- ・ 12月1日～7日の発生届 7, 707件
(1医療機関当たりの平均届出件数 1.62件)
- ・ 11月30日～12月6日の休校等 161校

となっているが、例年の発生のピークが1月下旬から3月中旬の間であることを踏まえ、今後の発生動向を注視いただきたい。

生活衛生課

1. 生活衛生関係対策について

(1) 経済対策関係について

- ① 都道府県生活衛生営業指導センターにおける経営指導・相談体制の強化について都道府県生活衛生営業指導センター（以下「都道府県指導センター」という。）の経営指導員による指導体制の充実・強化については、その重要性を鑑み、従来より御配慮いただいているが、厳しい経営環境の中、生活衛生関係営業者から寄せられる相談内容が複雑、高度化している。「安心実現のための緊急総合対策（8月29日政府・与党決定）」の中でも、生活衛生関係営業者に対する経営相談・指導等の充実強化が具体的施策として取り上げられており、原油・食料価格等の高騰などにより、売上減少等経営状態の悪化している営業者の実態を踏まえ、都道府県指導センターにおける経営相談・指導等の支援体制の充実強化をお願いしたところである。このため、経営、金融、税務、衛生等に関する指導を的確に実施できるよう、経営指導員の資質の向上を図るための研修の実施、中小企業診断士等の資格を有する者等中小企業の経営に知見を有する者の配置等について、更なる御配慮をお願いする。

また、相談指導事業等については、平成21年度予算案において、相談支援連絡協議会事業（仮称）の実施に係る経費を新たに計上したところであり、経営特別相談員及び日本政策金融公庫担当者との連携を図り、都道府県指導センターにおける相談指導体制の強化を図られるよう指導方お願いする。各都道府県におかれては、生活衛生関係営業者がおかれた経済状況等に鑑み、その予算の確保について財政担当部局に強力に申し入れるなど、特段の配慮をお願いする。

② セーフティネット保証の対象業種拡大について

「安心実現のための緊急総合対策」に基づき、信用保証協会のセーフティネット保証制度の対象業種を拡大した「原材料価格高騰対応緊急保証制度」が昨年10月31日から開始された。

原油・原材料価格や仕入れ価格高騰の影響を強く受けている698業種（平成20年12月10日現在）が対象となっており、対象業種の中小・小規模事業者は、金融機関から融資を受ける際に一般保証とは別枠で、無担保保証で最大8,000万円、普通保証で最大2億円まで信用保証協会の100%保証を受けることが出来る。

生活衛生関係営業についても、従来から指定されている普通洗濯業（クリーニング業に限る。）、旅館・ホテル、リネンサプライ業に加え、多くの業種（詳細は別紙資料1参照）が対象となったところであり、営業者への周知方お願いする。

③生活衛生セーフティネット貸付制度の充実等

「安心実現のための総合緊急対策」において急激な資源高に苦しむ中小・零細企業等を支援することされたことを受け、昨年10月1日より、以下のとおり株式会社日本政策金融公庫における生活衛生セーフティネット貸付充実等を図ったところであり、生活衛生関係業者への周知方をお願いします。

ア 経営環境変化対応資金

- ・貸付対象（売上高減少）要件：10%以上減少 → 5%以上減少
- ・貸付限度：振興運転貸付と通算5,700万円 → 別枠5,700万円
- ・貸付期間：5年以内（特に必要な場合7年以内） → 5年以内（特に必要な場合8年以内）
- ・据置期間：1年以内（特に必要な場合2年以内） → 1年以内（特に必要な場合3年以内）

イ 金融環境変化対応資金

- ・貸付限度：別枠3,000万円 → 別枠4,000万円

また、昨年10月30日に取りまとめられた「生活対策」においては、セーフティネット貸付の金利の引き下げや要件の緩和するなど制度の充実を図ることとしている。

(2) 株式会社日本政策金融公庫の「生活衛生資金貸付」の充実について

昨年10月に国民生活金融公庫は、他の政府系金融機関と統合し、株式会社日本政策金融公庫として発足した。統合後においても「生活衛生資金貸付」については、そのまま承継されており、日本政策金融公庫国民生活事業本部の中に生活衛生担当部門が設けられている。先般、生活衛生関係業者に対して融資制度に係る再度の周知や円滑な移行を図るための特別説明会の開催についてお願いしたが、引き続き、都道府県生活衛生営業指導センターを主体にするなどし、生活衛生関係業者が統合によって、融資に対して不安を持つことのないよう格別の配慮方をお願いします。

平成21年度予算案においては、貸付規模を1,750億円確保し、生活衛生関係業者の資金需要に対応することとしていることから、衛生水準の維持向上及び営業の振興を図るため、「生活衛生資金貸付」を利用するよう管内生活衛生関係業者等に十分周知するとともに、管下担当部署及び都道府県指導センターにおいても積極的に周知・指導するよう御配慮願いたい。

また、貸付条件の主な改善等については、振興事業貸付の設備資金及び運転資金の貸付利率を現行より引き下げることであり、昨今の経済情勢の悪化により大きな影響を受けている生活衛生関係業者を金融面から支援することとしている。さらに、省エネ設備の対象設備に「太陽光発電設備」、「風力発電設備」等を追加し、低利で融資する措置を講じたところであるので、積極的に活用されるよう業者に対する周知方をお願いします（詳細は別紙資料2参照）。

(3) 平成21年度税制改正案について

平成21年度税制改正案の中で生活衛生関係営業に関連して盛り込まれている主なも

の概要は、以下のとおりである。

ア 中小企業等基盤強化税制の適用期限の延長

〔生活衛生関係事業者等の事業基盤強化設備に係る特別償却制度等の適用期限の延長〕（所得税、法人税、個人住民税、法人住民税、事業税）

中小企業者である生活衛生関係事業者等が一定金額以上の事業基盤強化設備等を取得した際に、取得価格の30%の特別償却又は7%の税額控除を認める特例措置の適用期限を2年間延長する。

イ 公害防止用設備の特別償却制度の適用期限の延長

〔クリーニング業等における公害防止用設備に係る特別償却制度の適用期限の延長〕（所得税、法人税、個人住民税、法人住民税、事業税）

公害防止用の特定設備（有害物質を活性炭で吸着し、回収・処理する装置）を取得した際に、取得価格の14%の特別償却を認める特例措置の適用期限を2年間延長する。

ウ 共同利用施設の特別償却制度の適用期限の延長

〔生活衛生同業組合等が設置する共同利用施設に係る特別償却制度の適用期限の延長〕（法人税、法人住民税、事業税）

生活衛生同業組合等が共同利用施設（共同冷蔵庫、研修施設、研究施設等）を設置した際に、取得価格の8%の特別償却を認める特例措置の適用期限を2年間延長する。

エ 公益法人等又は協同組合等の貸倒引当金の特例の適用期限の延長

〔生活衛生同業組合等及び消費生活協同組合等の貸倒引当金の特例措置の適用期限の延長〕（法人税、法人住民税、事業税）

生活衛生同業組合等及び消費生活協同組合等の貸倒引当金について、通常の場合の損金算入限度額の116%相当額を損金算入限度額とする特例措置の適用期限を2年間延長する。

オ 漁業協同組合等の留保所得の特別控除制度の適用期限の延長

〔生活衛生同業組合等及び消費生活協同組合等の留保所得にかかる特別控除制度の適用期限の延長〕（法人税、法人住民税、事業税）

生活衛生同業組合等及び消費生活協同組合等について、留保所得の32%相当額を所得計算上、損金に算入することができる特例措置の適用期限を2年間延長する。

カ 中小企業に対する法人税の軽減税率の時限的引下げ（法人税、法人住民税）

中小法人等（※）について、平成21年4月1日から平成23年3月31日までの間に終了する各事業年度の年800万円以下の金額に対する法人税の軽減税率を、現行の22%から18%に引き下げることとされた。

(※) 中小法人等

- ・資本金の額又は出資金の額が1億円以下である普通法人（医療法人等）
- ・資本又は出資を有しない普通法人（持ち分の定めのない医療法人等）
- ・非営利性が徹底された一般社団法人等
- ・公益社団法人等
- ・人格のない社団等
- ・協同組合等（生活衛生同業組合、消費生活協同組合等）
- ・公益法人等（社会医療法人、社会福祉法人、学校法人、宗教法人）
- ・特定医療法人

キ 中小企業の欠損金の繰戻し還付の復活（法人税、法人住民税）

中小法人等（※）の平成21年2月1日以後に終了する各事業年度において生じた欠損金額については、欠損金の繰戻しによる還付制度の適用ができることとされた。

（※）中小法人等の範囲については上記カの項と同様。

（4）振興指針について

今年度は、理容業、美容業、クリーニング業、興行場営業及び飲食店（すし店）営業の5業種について改正することとしており、今後、所要の手続きを経た後、官報告示することとしている。

また、各生活衛生同業組合が作成する振興計画の認定事務は地方厚生局が行うこととなっているため、各都道府県においては、地方厚生局と連携を図りながら、当該事務が円滑に実施されるよう御協力方お願いします。

なお、21年度はめん類飲食店営業、旅館業及び浴場業の振興指針の改正を予定している。

（5）標準営業約款の登録普及促進について

標準営業約款については、これまでクリーニング業、理容業及び美容業で設定されており、平成17年からはめん類飲食店業及び一般飲食店営業でも設定され、現在5業種について設定されている。

全国生活衛生営業指導センターにおいて、平成元年度から毎年11月を「標準営業約款普及登録促進月間」と定め、特にこの期間におけるキャンペーンを実施するほか、本制度の普及促進のため、ホームページや広報誌への掲載等による広報を行っている。各都道府県、保健所設置市及び特別区においても、約款の普及及び登録促進のため、地域広報誌への掲載、関係団体への協力依頼等を積極的に実施されるようご配慮をお願いします。特に、消費者に最も身近な市町村レベルでの広報の活用は、本制度の普及及び登録促進にとって効果的であるので、管下市町村等への要請方御配慮願いたい。

また、平成21年度から標準営業約款登録事業者に対しては、日本政策金融公庫の融資が一層低利に受けられることから、都道府県指導センターと連携を図り各営業者の登録促進に配慮願いたい。

なお、都道府県指導センターに標準営業約款制度の推進を図るための検討の場を未だ設置していない都道府県においては、同センターに対して早急に設置するよう指導をお願いする。

(6) 理容業・美容業について

① 理容師・美容師国家試験について

理容師・美容師の厚生労働大臣試験については、その事務を財団法人理容師美容師試験研修センターに委託しているが、当該試験を円滑に実施するためには都道府県の御協力が不可欠であることから、今後とも格別の御協力方をお願いする。

なお、理容師・美容師試験の受験者数の減少に伴い、当該試験の実施体制の見直しを行うとともに、平成21年度より受験手数料を改めることとしている。

また、当該試験の受験願書について、理容師法施行規則及び美容師法施行規則の一部改正を行い、受験者にとって記載しやすくなるよう見直すこととしている。

② 管理理容師・管理美容師資格認定講習会の指定基準について

消費者ニーズの多様化等に伴い、管理理容師及び管理美容師に対して更なる高度な知識等が求められることから、管理理容師・管理美容師資格認定講習会の講習内容が管理理容師及び管理美容師に必要とされる知識に即したものとなるよう、当該講習会の講習内容を見直すこととした。

また、当該講習会の指定基準については、理容師法第11条の4第2項及び美容師法第12条の3第2項の規定により厚生労働大臣が定めることとされており、現在、局長通知（昭和44年環衛第9082号）で定めているが、法律に基づく基準であることを明確にするため、理容師法施行規則及び美容師法施行規則に新たに定めることとし、公布日施行を予定している。

各都道府県におかれては、当該講習会の円滑な実施を図るためその指定に当たり特段の配慮をお願いする。

③ 理容師・美容師養成施設の適正な運営の確保について

理容師養成施設及び美容師養成施設の指定等については、各地方厚生（支）局において実施しているが、これらを円滑に実施するためには都道府県の御協力が不可欠であることから、今後とも格別の御協力方をお願いする。

④ 理容所及び美容所に対する指導監督について

理容所及び美容所に対する指導監督については、その衛生水準を確保するための指導を行っていただいているが、理容師又は美容師の資格を有していない者による理容行為又は美容行為等不適切な業務や理容所で美容師が働くといった混在勤務が行われることのないよう、より一層の指導監督の徹底をお願いする。

なお、国民生活センターから公表されたつけ爪の健康被害について周知徹底を行い、より一層の衛生水準の確保について配慮願いたい。

(7) 旅館業法の適正な運用について

「テロの未然防止に関する行動計画」を踏まえ、平成 17 年 4 月に旅館業法施行規則の一部を改正し、日本国内に住所を有しない外国人が旅館等に宿泊する場合には、国籍及び旅券番号を宿泊者名簿の記載事項とするとともに、この措置の対象となる外国人宿泊客について、その旅券の写しの保存を求めるよう、旅館等の業者が実施すべき措置の周知、指導をの徹底をお願いしているところであるが、テロ対策のより徹底を図ることが求められていることから、周知通知の再発出、説明会の開催及び検査時における指導等により、引き続き関係団体及び業者等に対する周知・指導の徹底をお願いします。

いわゆる「類似ラブホテル」の営業については、地域住民との間で問題となっている事例もあることから、各都道府県等におかれては、適正な営業が確保されるよう指導の徹底方をお願いします。

また、平成 20 年 10 月 1 日に大阪府大阪市で個室ビデオ店において火災が発生したが、その際に個室ビデオ店で宿泊している者がいるとの報道がされた。その後の大阪市の調査でも個室ビデオ店が宿泊施設として利用されている実態があることが確認されたことから、「いわゆる個室ビデオ店等に対する旅館業法の適用に関する指導の徹底等について」（平成 20 年 12 月 22 日付健衛発第 1222001 号厚生労働省健康局生活衛生課長通知）を発出したところであり、各都道府県等においてもその営業形態を把握し、旅館業法を適用する必要があると判断された施設については、旅館業法第 2 条に規定する宿泊させることを中止するよう指導し、又は同条に規定する宿泊させる営業を続ける意思を有する場合は同法に基づく営業の許可を取らせるよう指導をお願いします。なお、同法第 2 条に規定する「宿泊」に該当しない施設であっても、同法の趣旨等を説明の上、利用者が同法に基づく宿泊施設であると誤解を招くような表示等を行わないよう、業者に対して要請し理解を求めるよう、特段の配慮方をお願いします。

(8) クリーニング師の研修受講等の促進について

昨今、クリーニング業は、繊維製品の素材の多様化、溶剤等による環境問題、消費者からのクレームの増加などによって様々な課題に直面している。このため、クリーニング師・業務従事者においては、これら諸問題に対応するため、クリーニング業法第 8 条の 2（クリーニング師の研修）及び第 8 条の 3（業務従業者に対する講習）に基づき研修・講習を 3 年に 1 度受講することが義務付けられているところである。しかし、受講率は年々低下の傾向にあるため、各都道府県においては、クリーニング師の研修等の受講について、業者に対する周知を徹底する等受講促進のより一層の御配慮をお願いします。

(9) 公衆浴場等におけるレジオネラ症防止対策

公衆浴場等を発生源とするレジオネラ症の発生・拡大防止対策として、引き続き、研修会等の実施を通じて業者に対し周知徹底を図るとともに、レジオネラ症患者発生時における感染源の特定及び営業（使用）停止措置の早期実施や医療機関等への迅速な情

報提供による感染者の早期発見などの実施をお願いします。

また、マンションや一般家庭における入浴設備、給湯設備等においては、公衆浴場等に準じて自主的な衛生管理が必要であることから、レジオネラ属菌に関する知識の普及、啓発を行うとともに、入浴設備等の衛生管理に関して、住民からの相談に応じるなどレジオネラ症の防止に御配慮をお願いします。

なお、公衆浴場及び旅館等の指導・監督業務に携わる都道府県等の職員を対象とした「レジオネラ対策会議」を3月に開催し、最新の知見等を紹介する予定である。

(10) ノロウイルスによる感染性胃腸炎及び食中毒の発生防止対策の徹底について

ノロウイルスによる感染性胃腸炎や食中毒に関する集団感染事例の発生に際しては、関係部局が密接な連携を図り、原因究明等の調査を徹底するようお願いするとともに、公表にあたっては、当該事例で推定される感染経路等、原因究明状況などを明らかにし、風評被害の防止に努めるようお願いする。

(11) 生活衛生関係営業における新型インフルエンザ対策について

生活衛生関係営業は、国民生活に密着した営業であり、不特定多数の方が利用する機会の多い職種であることから、従業員の新型インフルエンザ感染の確率が高く、利用者に対する感染拡大を防止する上でも重要な役割を担う業種である。そこで、新型インフルエンザに関する正しい知識を持ち、衛生管理を適切に行うよう、営業者等への周知方よろしく御配慮願いたい。

なお、(財)全国生活衛生営業指導センターにおいて、生活衛生関係営業者向けパンフレット「みんなのできる新型インフルエンザ対策」を作成したので、参考にされたい。

(12) 都道府県生活衛生営業指導センターの公益認定について

平成20年12月1日より新公益法人制度へ移行されたことに伴い、従来、民法第34条に基づいて設立された財団法人は、「特例民法法人」に自動的に移行された。

5年間(平成25年11月末まで)の移行期間の終了までに、「公益財団法人」へ移行するための「公益認定」を受けるか、「一般財団法人」へ移行するための「認可」を受ける必要がある(どちらかの手続を踏まない場合は解散)。

公益認定にあたっては、都道府県知事が設置する公益認定等審議会等(民間有識者からなる合議制の機関)の意見に基づいて行われることとなり、移行認定の基準(①定款の内容が法人法及び認定法に適合するものであること。②認定法第5条各号に掲げる基準に適合するものであること。)に基づいて行うことから、公益認定の申請先によって審査に違いが生じることはないとしている。

都道府県指導センターは、生衛法第57条の3の規定により都道府県知事の指定法人として設置され、その事業は同第57条の4に規定されており、生衛業の経営の健全化及び振興を通じて、衛生水準の維持向上を図り、利用者の利益を守ることを目的としていることから、都道府県においては、都道府県生活衛生営業指導センターに対し、公益認定を受けるよう指導をお願いします。